

平成23年5月20日

## 保険新商品の取扱開始について

武蔵野銀行（頭取 加藤 喜久雄）では、平成23年5月30日（月）より変額個人年金保険「ターゲットファイブ」（引受保険会社：東京海上日動フィナンシャル生命）の取扱いを開始いたします。

本商品の特徴は、5年の運用期間中に、積立金額が予め設定した目標値に到達した場合、運用成果を確保する変額個人年金保険です。また、目標値に到達できずに運用期間が満了した場合には、基本保険金額の最大10%をボーナス（年金原資調整金額）として積立金額へ加算する機能等を備えています。

当行は、今後も引き続き金融商品の品揃えの充実を図り、お客さまに喜ばれる商品・サービスを提供してまいります。

### 記

#### 1. 追加する新商品の概要

商品名	ターゲットファイブ
種類	変額個人年金保険GF（Ⅶ型）
保険会社	東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社
主な特徴	① 5本の特別勘定から運用対象を選択いただけます。また、特別勘定の種類や割合を変更できます。（スイッチング） ② 契約日から1年経過以降、目標値到達の判定を毎日行い、到達した場合には積立金を一般勘定に移行することにより、運用成果を自動的に確保します。目標値は契約時に基本保険金額（一時払保険料）の110%、120%、130%、140%、150%の中から選択いただけます。 なお、契約日から1年未満は、目標値に到達しても運用成果を確保しません。 ③ 運用期間満了（契約日の5年後）までに目標値に到達しなかった場合、運用期間満了時点の積立金額に、基本保険金額（一時払保険料）の最大10%を上乗せした金額が年金原資となります。（目標金額が上限） なお、運用期間中の解約や目標値到達時には、最大10%ボーナス（年金原資調整金額）の上乗せはありません。

#### 2. 取扱開始日

平成23年5月30日（月）

#### 3. 取扱店

全営業店及び出張所（91か店）

以上

報道機関からのお問い合わせ先  
 営業推進部 預り資産推進グループ 小菅・吉田  
 TEL：048-641-6111（代） 内線 2360、2358

■留意事項

- 生命保険は預金ではありません。
- 生命保険は預金保険の対象ではありません。
- 当該商品は引受保険会社が保険の引受けを行う生命保険商品であり、当行は契約の媒介を行います  
が、契約の相手方は引受保険会社になります。
- 当該商品の詳細については「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」  
「ご契約のしおり・約款」等でご確認ください。

【投資リスクについて】

- この商品は、将来受取る年金額、死亡保険金額、解約返戻金額等が特別勘定の運用実績に基づいて増減するしくみの生命保険（変額個人年金保険）です。
- 将来受取る年金額、死亡保険金額、解約返戻金額等に最低保証はありません。特別勘定は、主な投資対象となる投資信託を通じて、国内外の株式・債券等を投資対象とし、またスワップ取引等を活用し実質的に株式・短期金利資産を投資対象としますので、ご契約者が収益を期待できる一方、価格変動リスク・金利変動リスク・為替変動リスク・信用リスク・カントリーリスク等の投資リスクを負うこととなります。そのため株価や債券価格の下落・為替の影響等により積立金額が変動し、解約返戻金等のお受取りになる金額の合計額が、一時払保険料の額を下回り、損失を生じるおそれがあります。また、この商品に一度に大量の解約が発生する等の事情により、お受取りになる金額の合計額が一時払保険料の額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

【お客さまにご負担いただく費用について】

ご契約者さまにご負担いただく費用は、以下「契約初期費用」「保険契約関係費用」、「資産運用関係費用」の合計額です。（ただし、年 13 回以上のスイッチングを行う場合には「積立金移転費用」が別途かかります）。

据置（運用）期間中	契約初期費用	一時払保険料の対して 4.0%を特別勘定への繰入時に、一時払保険料から控除します。	
	保険関係費用	基本保険金額に対して年率 2.3%を月割で月単位の契約応答日の前日末に特別勘定の積立金から控除します。	
	資産運用関係費用	特別勘定が投資対象とする投資信託の信託財産に対して下表の年率の 1/365 を信託報酬として毎日控除します。	
		新興国株配分変更型	0.60%程度
		新興国重視型	0.48225%（税込）程度
債券重視型		0.40825%（税込）程度	
資産分散型		0.4285%（税込）程度	
	円マネー型	月次で見直し	
年金受取期間中	保険関係費用（年金管理費）	支払年金額に対して 1.0%を毎年の年金支払日に控除します。	
年 13 回以上のスイッチングを行う場合	積立金移転費用	1回あたり 1,000 円を年 13 回目からのスイッチング時に特別勘定の積立金から控除します。	

※資産運用関係費は、投資する投資信託の信託報酬の他、信託事務の諸費用等、有価証券の売買委託手数料等、および消費税等の税金がかかります。信託報酬以外のこれらの諸経費は特別勘定から控除されるため、契約者は間接的に負担することとなります。また、これらの諸経費については、投資信託委託会社における運用により発生し、その運用方法によって変動するため、費用の発生前にその費用の額や割合等を提示することはできません。なお、資産運用関係費については、運用手法の変更等により将来変更される可能性があります。